

公益社団法人日本学校歯科医会 学校歯科医生涯研修制度施行細則

第1条 公益社団法人日本学校歯科医会 学校歯科医生涯研修制度規程（以下、「規程」という。）の施行にあたり、同規程に定められている事項以外は、学校歯科医生涯研修制度施行細則（以下、「施行細則」という。）に従う。

第2条 規程第12条に規定する基礎研修の対面開催、オンライン開催、ハイブリッド開催の実施要領は以下とする。

1 基礎研修は、公益社団法人日本学校歯科医会（以下、「本会」という。）又は加盟団体が実施主体となり開催することとする。ただし、加盟団体が実施主体となり開催する場合は、本会との共催を条件とする。なお、加盟団体の郡市区歯科医師会又は学校歯科医会が開催する場合は加盟団体をとおして申請を行い、本会と加盟団体の共催とする。

2 基礎研修の開催名称にあたっては「公益社団法人日本学校歯科医会 学校歯科医生涯研修制度 基礎研修」であることを明記する。

3 基礎研修は以下の4つの研修項目を必須とし、本会発行の「学校歯科医の活動指針」並びに講師用スライドに基づく内容とする。なお、実施団体の判断によりこれ以外の研修項目を加えることができる。

- 1 学校歯科保健総論
- 2 学校歯科保健における保健教育
- 3 学校歯科保健における保健管理
- 4 学校歯科保健における組織活動

4 4つの研修項目の研修時間は、2時間30分以上とし、各項目は概ね以下の時間配分により実施する。

- 1 学校歯科保健総論 15分以上
- 2 学校歯科保健における保健教育 60分以上
- 3 学校歯科保健における保健管理 60分以上
- 4 学校歯科保健における組織活動 15分以上

- 5 基礎研修の講師は、別表に定める要件を満たす者とし、原則として実施団体関係者若しくは加盟団体が認める教育行政機関関係者などが務める。
4つの研修項目では、それぞれ別の4人の講師が務めることを基本とするが、諸事情により1人の講師が2項目まで担当することを認める。
また、実施団体は、本会にその役員等を講師として派遣することを申請できる。本会役員等が講師となる場合、派遣に関わる費用は本会では負担しない。
- 6 基礎研修は、本会発行の「学校歯科医の活動指針」を資料とし、配布する講師用スライドを使用し講義する。
- 7 加盟団体が実施主体となる場合は、本会に基礎研修の申請を行い、生涯研修制度運営委員会の審査を経て、理事会の承認を得ることを必要とする。
- 8 基礎研修の受講資格において「加盟団体が推薦する者」には、歯科医師以外に学校教職員等も含む。
- 9 受講者の募集、開催案内等の文書発送並びに研修会の運営は実施団体が行う。
- 10 実施主体となる加盟団体は、開催2か月前までに本会へ所定の様式（様式1）にて研修会開催の申請を行い、承認を得た研修会について、開催14日前までに所定の様式（様式2）にて研修会受講予定者名簿を本会へエクセル形式データにて提出する。
- 11 本会が実施する基礎研修の受講者募集は、本会が直接、若しくは加盟団体を通じて行い、参加案内等の文書発送並びにその他の運営は、本会が行う。
- 12 本会は、講師用スライドを開催前に実施団体へ送付する。
- 13 本会は、必須研修項目全ての受講を修了した者には、「基礎研修修了証」（様式3）を交付する。なお、実施団体が加盟団体の場合、修了証は本会と加盟団体名を併記する。なお、交付にあたって実施団体は遅刻者、途中退席者、欠席者を十分に確認し、研修終了後に交付するよう配慮することとする。
- 14 遅刻者、途中退席者、欠席者の修了証は、研修会終了後に本会へ返却する。
- 15 実施団体は研修終了後、所定の様式（様式4）にて研修会実施報告書並びに欠席者、追加受講者を記した受講修了者名簿（様式5）を本会へエクセル形式データにて提出する。なお、受講予定者名簿の提出後に受講者の追加があった場合は、研修会終了後に受講修了者名簿（様式5）にて本会へ提出することとする。
- 16 「基礎研修修了証」を発行した本会会員の氏名及び所属先は本人の了承に基づき、当該年度末以降に本会のホームページ等で公開する。なお、会員は当該年度を超えてもその氏名等の公開や中止については加盟団体を通じて本会へ申し出ることができる。
- 17 本会又はその加盟団体が、遠隔地でのサテライト会場を使用して基礎研修を開催する場合は、サテライト会場と本会場の間で双方向の情報交換が可能な環境にあることとする。

- 18 オンラインにて基礎研修を開催する場合は、実施団体と受講者の間で双方向の情報交換が可能な環境にあることとする。
- 19 本会は、基礎研修開催にかかる費用について、基礎研修の有効期間である10年に1回に限り、実施主体である加盟団体に補助金を交付するものとし、その額は理事会で決定する。
- 20 前項の補助金は研修終了後、当該年度内に交付する。

第3条 規程第12条に規定する基礎研修の実施要領においてeラーニングについては、以下のものとする。

- 1 eラーニングは、本会が運営、実施する。
- 2 実施の上で必要事項は施行細則第2条3項～5項に準ずる。
- 3 eラーニングの受講資格は本会会員に限る。
- 4 eラーニングの受講期間は限定する場合がある。
- 5 必須研修項目全ての受講を修了した本会会員には、「基礎研修修了証」を交付する。
- 6 「基礎研修修了証」を発行した本会会員の氏名及び所属先は本人の了承に基づき、当該年度末以降に本会のホームページ等で公開する。なお、会員は当該年度を超えてもその氏名等の公開や中止については加盟団体を通じて本会へ申し出ることができる。

第4条 規程第18条に規定する更新研修の実施要領は、以下とする。

- 1 更新研修は、本会又は加盟団体が主体となり実施する。
- 2 更新研修は、本会が作成した以下の講師用スライドを使用し講義する。なお、実施団体の判断によりこれ以外の研修項目を加えることができる。
 - ① 基礎研修の要点及び変更点
 - ② 学校教育に関する新たな情報
 - ③ 学校保健・安全に関する変更点
 - ④ 学校歯科保健に関する情報・変更点
- 3 更新研修の研修時間は、1時間以上とする。
- 4 実施の上で必要事項は第2条5項～18項に準ずる。
- 5 更新研修は、基礎研修有効期間内に受講するものとする。

第5条 規程第22条に規定する専門研修の実施要領は、以下のとおりとする。

- 1 専門研修は以下の3つの領域を研修項目とし、実施する。
なお、本会は必要に応じ、研修内容を追加することができる。
 - ① 保健教育
 - ② 保健管理

③ 組織活動

- 2 専門研修の各領域の実質研修時間は、それぞれ3時間以上とし、研修内容と方法、講師、テキスト等資料は生涯研修制度運営委員会で検討し、本会が定める。
- 3 受講者の募集、開催案内等の文書発送並びに研修の運営は、本会が行う。
- 4 本会は、専門研修の研修内容、開催日程、開催場所、受講募集期間等必要な事項をあらかじめ広報誌並びにホームページ等、適宜の方法にて公表する。
- 5 本会は、専門研修の研修形式等を考慮し、受講人数に制限を設けることができる。
- 6 専門研修の受講を希望する者は、所定の受講申込書にて、本会へ申し込む。
- 7 本会は、受講を希望した者に対して必要に応じ研修の資料等を事前に送付する。
- 8 本会は、受講者の旅費等は負担しない。
- 9 専門研修の受講費用は、理事会の決議をもって決定する。
なお、受講者は研修会開催前に本会の案内に従い納付することとし、受講者の都合で受講ができない場合、費用は返金しない。

第6条 この施行細則の改廃には理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成21年4月9日から施行する。
- 3 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 6 この細則は、平成30年1月17日から施行する。
- 7 この細則は、令和元年7月1日から施行する。
- 8 この細則は、令和3年1月20日から施行する。
- 9 この細則は、令和5年9月13日から施行する。
- 10 この細則は、令和7年12月10日から施行する。

別表

基礎研修講師の要件

公益社団法人日本学校歯科医会学校歯科医生涯研修制度における基礎研修（規程第7条）における講師の要件（施行細則第2条5項）は、以下のいずれかを備えた者とする。

- 1 本会若しくは加盟団体が実施する学校歯科医基礎研修を受講し、修了証の交付を受けた者で、学校歯科医として5年以上の経験を有する本会会員若しくは生涯研修登録学校歯科医とする。
- 2 歯科医師を養成する医育機関又は学校保健教育関連大学において学校歯科保健関連教科を担当した経験がある者で、本会又は加盟団体が実施する学校歯科医基礎研修を受講したことのある者、若しくは本会が認めた者。
- 3 国又は都道府県及び市区町村の教育委員会等教育行政機関又は教育機関に勤務の経験がある者で、本会又は加盟団体が認めた者。